

図1 [平成19年度障害学生在籍者数]

平成19年5月1日現在

学部名	障害者学生数	左の内訳			
		視覚障害学生	聴覚障害学生	肢体不自由学生	その他教育上特別な配慮をしている学生
通学課程	19	1	4	1	13
文学部	5		1		4
教育学部	3				3
社会学部	4	1			3
社会福祉学部	7		3	1	3
通信教育課程	40	7	18	7	8
文学部	9		6		3
教育学部	17	2	11	2	2
社会学部	1		1		
社会福祉学部	10	5		4	1
文学研究科	1				1
社会学研究科	2			1	1
計	59	8	22	8	21

佛敎大学の基本方針

【障害を有する学生の修学援助に関する基本姿勢】

- 一 教育の機会均等を保証するため、またノーマリゼーションの理念を具現するため、障害を有する学生が、できる限り支障なく講義等を理解できるよう必要な措置を講ずることを目標とする。
- 二 このための条件を整備することは、本来国の責任である。これに加えて、大学は独自の努力により、必要な条件を整えていくものとする。
- 三 上記の目標に留意しつつ、本学の当面の措置を検討することとするが、これは、学生の主体的努力と大学の援助に基づく相互の協力に負うものとする。

【当面の措置】

- 一 障害を有する学生が受講する講義等の担当教員に対し、当該学生の障害について通知し、特別の配慮を要請する。
- 二 講義等の実施にあたって、その内容・方法は担当教員の責任に帰せられるものであるが、実施に関して、

大学が援助し得る限りは、担当教員の要請に応じて、これを行う。

三 障害を有する学生の学習を助けるために必要な器材・人員の調達等は、学生の要望に基づき、大学が検討のうえ可能な限り行うものとする。

支援体制

障害者支援が常に全学において十全に行われるようにするため通学課程・通信課程にまたがる独立した委員会として「障害者就学委員会」を設置している。この委員会のもとに教育学部・入試部・学生部・キャリア支援部・総務部・通信教育部が連携し支援をしている。

障害学生の授業保障を中心とした学生支援には、障害学生に対する本学の支援体制を詳細に伝えること、授業担当教員に対しては支援に理解が得られるよう働きかけていくことが必要であり、学生・教員・職員が連携し支援を行っている。

支援の流れと分担

入学前について

通学課程では、障害を有する方が本学受験を希望された場合は必ず入試課まで連絡をもらい、事前面談を行う。

この面談では受験希望学科の教員、障害者就学委員会委員の教員、入試課、教務課、学生課の担当者が入り、現在大学で行っている授業面でのサポート、授業保障のためのサポート、受験時の配慮等を伝える。この時に受験生からの質問も確認し、大学としてできる支援、できない支援をはっきり伝えておく。

通信教育部では、「身体障害状況連絡票」を志願書受付期間の一ヶ月前までに提出するよう求めている。用紙が提出され次第、志願課程および障害状況を確認し、また必要に応じ事前確認（面談）を大学内にて志願課程教員（通信教育担当主任）・事務局同席のもと実施する。

この事前確認は、入学を判定するものではなく、障害状況の詳細や志望動機を本人に確認し、入学後の履修方法等について説明を行っている。また事前確認実施後には、当日説明した内容を文書にして送付する。

本学が実施している障害のある学生に対する具体的配慮の取組

図2 [施設・設備面への配慮]

	視覚障害学生	聴覚障害学生	肢体不自由学生	その他教育上特別な配慮をしている学生
施設に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター スロープ 点字ブロック 誘導鈴 対面朗読室 		<ul style="list-style-type: none"> スロープ 車イス用トイレ 駐車場所の確保 	京都市福祉基準協会に適合するよう配慮
設備に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 点字案内板 拡大読書機 活字音訳装置 点字パソコン 点字プリンタ 	<ul style="list-style-type: none"> ペンライト 	<ul style="list-style-type: none"> 車イス 斜行リスト 車イス用机 荷物置きロッカー 	

図3 [授業・定期試験における配慮] * 障害のある学生からの申し出により対応

	視覚障害学生	聴覚障害学生	肢体不自由学生	その他教育上特別な配慮をしている学生
授業に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 授業教室の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ノートテイカー および手話通訳者の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 授業教室の配置 介助者の配置 	
定期試験に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 試験問題の点訳 解答用紙、レポートの墨訳 試験時間の延長 			

入学後について

入学が決定した学生に対し入学式までに再度面談を行う。この時に必ず入学予定学科の教員、教務課、学生課の支援担当者が同席し、入学式からオリエンテーション、授業開始にいたるまでのサポート体制を確認する。そして学科の教員へ、障害学生が在学すること、また各教員がその学生の授業を受け持った場合、できるかぎり支障なく講義を受講できるように配慮していただけるよう依頼する。

教務課

教務課では授業面のサポートを行う。障害学生の個々の状況を把握し、視覚障害や車椅子利用の学生には教室移動が最小限に抑えられるよう配慮、定期試験での別室受験会場の設置、時間延長（通常時間六〇分を九〇分に延長）、試験問題の点訳、解答用紙およびレポートの墨訳等を行う。

また聴覚障害により英語のヒアリングなど受講が難しいという申し出があった場合

は、障害学生と面談のうえ、学科教員や担当教員とも相談し場合によっては教科の振替等の対応をしていく。常に障害学生が教職員と積極的に関わっていきけるような体制を持ち、意見を出し合う事により、最も理解しやすい方法を模索していく。

通信教育部の履修においては、【レポートの作成】点字による作成および代筆、フロッピーなど媒体による提出、テープ録音による音声での提出は認めていない。【科目最終試験】ワープロやノートパソコン、点字板の使用など配慮を希望する場合は、本学（京都会場）での受験に限り、「別室受験」として認めている。また、所定時間に答案作成ができない場合は、所定の試験時間の一・五倍を最長として障害の程度により認めている。

視覚障害で試験問題を読むことができない場合は、日本語による出題形式の試験問題については、試験監督者が口頭にて読み上げ、英語の長文の場合には、点字により出題し対応している。

また、試験問題の拡大等を希望する場合は、事前に担当課（学務課試験係）に相談があれば、できる限り配慮し対応する。

聴覚障害で試験時間に文書伝達等を希望する場合は、科

目最終試験の受験申込み時にその都度、申し出てもらうことにより対応する。【スクーリング】 夏期スクーリング時に介助依頼のあった場合、ボランティア（本学学生および他大学学生）の介助者を募集し支援する。ただし、介助者の不足や配置ソフトの関係で確保できない場合は、適宜相談のうえ対応する場合がある。

学生課

学生生活全般におけるサポートについて、入学予定時から学科の教員、入試課、教務課、学生課の担当者が連携をとり、授業におけるノートテイク、手話通訳、オリエンテーション時のチューターなどの募集からマッチング、育成、広報を行う。

進路・就職課

就職課が行う就職ガイダンス、就職講座（有料）、就職模擬試験、個別面接（任意）に対して、サポート依頼の申し出があれば、聴覚障害学生にはノートテイクまたは手話通訳の手配を、視覚障害学生には就職講座資料等の点訳を行う。また、障害学生の卒業後の進路に向けて、公務員試験障害者枠の募集、障害者向けガイダンスの紹介、ユースハローワークの案内等収集できる情報を常に確保しておく。また、障害学生と相談を重ね、学生が希望する業種の求人

先や情報の提供、企業開拓を行い、学生が少しでも早く就職活動を始め、卒業後の進路について十分考えられるよう教員とも連携しサポートしていく。

図書館

障害のある学生もできるだけ支障なく利用できるよう、館内に「点字図書」・「視覚障害者用読書システム」・「拡大読書機」等を設置し、対面朗読サービスを行うスペースも確保している。

管理課

主にハード面のサポートとなるが、学内の施設設備については、視覚障害者・身体障害者用に点字ブロックや各建物・教室の点字案内、スロープ、手摺の取りつけなどの環境整備を行っている。また年に数回は点字案内やブロックの破損がないかを確認し対処している。障害学生にとって学内を移動したり、研究室、事務局、トイレなど、生活したりするにあたり点字ブロック・点字案内、スロープなどが大変重要なものであることを共通の認識とし、施設整備の充実を図っている。

保健管理室

入学時に提出される身体状況表より、各障害・配慮希望者等のリストを作成し、要サポートの学生については、事

務局での配慮、健康診断時の配慮等、相互に確認している。また心臓疾患等の内部疾患のある学生においては必ず本人と面談し、緊急時の対処法、連絡先等を確認している。特に心臓疾患は命にかかわる発作が起こる場合があるので、保護者も含め面談している。

支援の実例

図1のとおり通学課程に対して通信課程に学ぶ障害学生が圧倒的に多い。したがって、支援の実例について二〇〇七年度夏期通信課程スクーリングを例に記載する。

視覚障害

介助依頼者数…三名(男性二名、女性一名) 依頼者一名に
対し、一日につきボランティア一名を配置している。

トイレ介助があることから依頼者の性別を重視し、学生ボランティアの配置を考慮している。主として、本学点読サークルに所属する学生を配置した。講義中の介助を必要としない依頼者に対しては、適宜手引き誘導者を配置し教室移動や食事介助、トイレ介助を行った。今年の夏期スクーリングでは、当日配付資料の点読依頼がなかったため、対応していない。なお、事前配付資料については、従来から

学生各自で点読や拡大等をするようにしている。

聴覚障害

介助依頼者数…一四名(男性六名、女性八名) 終日講義を受講する依頼者一名に対し、手話通訳者二名(終日一名)、ノートテイカー四名(午前二名・午後二名)を基本とし最
小限配置。

依頼者からの希望の介助内容(情報保障)を取りまとめ、学生ボランティアの配置を考慮している。主として、本学手話サークルに所属する学生を中心に配置し、また昨今聴覚障害者からの依頼が多いことから、数年前より手話通訳またはノートテイクのできる他大学学生および一般社会人にも呼びかけを行いボランティア募集を行っている。

ボランティアの介助可能日については、学生課にて取りまとめ一覧表を作成し、シフト調整については、ボランティア各自の経験や実績等が学生課ではわからないことから、本学手話サークルに所属する学生の代表者(スクーリング調整担当者一名)と調整のうえ、学生課にてシフト表を作成している。

特に、依頼者が受講する講義内容をシラバスなどで確認し、必要に応じて担当課(スクーリング課)あるいは担当教員に直接確認をするなどしている。

例えば、ディスカッションの多い講義の場合には、可能な限り手話通訳者の配置を優先し、実技系科目(音楽・体育・図工等)の場合には、講義の際は手話通訳者とノートテイカーを、実技の際には手話通訳者のみなど、講義に応じたボランティアの配置をするように調整している。

また、同一講義・同一クラスに複数の聴覚障害者から介助依頼があった場合は、同時に手話通訳者およびノートテイカーを配置することで了解していただくようにしている。

肢体障害

介助依頼者数…三名(男性一名、女性二名)に
対し、ボランティア一名を配置している。

トイレ介助があることから依頼者の性別を重視し、学生ボランティアの配置を考慮している。主として、本学社会福祉系サークルに所属する学生を中心に配置した。学生によっては車椅子から椅子への移動ができない場合や、また教室によっては固定机・固定椅子が設置されていて車椅子のまま机に向かえないことから、車椅子用の机を適宜配置するなどした。

キャリア形成と就職支援

近年、IT化による技術革新や就業環境の整備が進んでおり、以前より障害を持つ学生の就業可能性が高まり、障害を持つ学生もそうではない学生も同様に就職活動に臨めるノーマリゼーションの理念が浸透してきている。このような背景を受け佛教大学では、障害を持つ学生に対しても、その教育理念と学生支援の基本方針に則って、人間力の構築をキャリア形成や就職支援の基本として取り組んでいる。以下にその特徴的な取組について記述する。

一 キャリア形成

一般学生同様、入学後の早い時期から「働くこと」や「仕事」に対する理解と認識を深め、将来への目的意識を持てるようオリエンテーションやガイダンスを実施している。また、キャリア系共通科目として「現代社会と職業」や「自己表現」を提供している。このような講義を実施する際も、他の講義同様、障害を持つ学生も支障なく受講できるような措置を講じている。

佛教大学ではインターンシップをキャリア形成の中核と

位置づけており、実務経験を通して形式知のみならず、実践的な能力やスキルを養うとともに主体的なキャリア選択に資するよう、障害を持つ学生もインターンシップへの参加を促している。また、参加を希望する学生には事前の面談を通して、インターンシップへの理解を深め、個人の適応能力や希望を確認し、研修先企業や団体には、障害を持つ学生の受け入れに際して通勤問題や就業における問題等に対して理解を深めていただくため事前の打ち合わせを十分実施している。佛教大学ではインターンシップを就職につながる手段として考えてはいないが、障害を持つ学生や障害者を受け入れる企業や団体にとっては、双方の理解が進むトライアル雇用的な施策としても有効であると考え、この促進に努力している。

二 就職支援

就職支援においては、障害を持つ学生とその家族との話し合いを重要と考え就職懇談会を実施している。この懇談会ではご家族の不安や心配を緩和するため、障害者雇用促進法や近年の障害者雇用施策を基本に最大の可能性と適応に配慮し面談を進めている。過去の面談の傾向から、本人や家族は不安から教育機関や特殊法人など限られた分野へ

の就職を希望するケースが多いが、就職の機会はむしろ一般企業にも広まっており、勇猛果敢に挑戦するように動機づけを図っているのが特徴である。今後更に就業形態が多様化する時代背景に鑑み、在宅でも可能な職業をこなす専門的能力を涵養するような支援プログラムを実施する予定である。

おわりに ― 今後の展望

平成一九年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」GPに本学が提唱した「縁(えにし)コミュニティ」による学生支援プログラムが採択された。このプログラムは、今後の多様化する学生の受け入れを視野に入れ、入学前より、四〇人程度の同級生との「ヨコ」の関わり、上級生との「タテ」の関わり、さらに教職員との「立場」の関わりを柔軟に組み合わせ、適度な距離感を保った「縁コミュニティ」という共同体を作り、学生の孤立化やそれらにともなう修学意欲の低下を防ぐ取組である。教員・職員・上級生(三位一体による学生支援体制)がコミュニティの中で一体となることで、より学生の目線に近いところで学生のニーズに応じた学生支援をしようとするもので

ある。障害を持つ学生も当然この縁の中にいることとなる。障害者支援は、人と人とのつながりの中で、互いに「気づき」「気遣う」ことによって為されるのが本来の自然なものである。大学内にはとどまらずこのような支援が社会において普通に実践できるための共有が「縁コミュニティ」支援のねらいである。

今後三位一体支援体制の確立と縁の機能の醸成をはかることによって、より血の通った障害学生支援を実践していきたい。